### 答申行政第51号

# 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非開示決定は妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成23年6月24日付けで、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇宅建違反案件に関する平成23年5月、6月の業務執行状況の情報」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に、請求対象公文書の記載中、「宅建違反」は、「宅地造成等規制法違反」であることを確認の上、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇に係る宅地造成等規制法違反案件に関する平成23年5月、6月の業務執行状況を記載した文書」を特定し、これについては、作成していないため、保有していないことを理由に、公文書非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成23年7月5日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160 号)第6条の規定により、平成23年7月13日付けで、実施機関に対して異議申立 てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成23年8月8日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、〇〇〇〇〇〇に係る宅地造成等規制法違反案件に関する平成 23年5月及び6月の業務報告書の開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、 おおむね次のとおりである。

異議申立人は、自らが所有する土地の隣地が、宅地造成等規制法違反状態にあるとし、このことに係る県の対応を、利害関係者として、知る権利があるとする。また、 実施機関は、本件開示請求に係る特定年月以前には、業務報告書を作成しており、本 件開示請求に係る公文書を作成していないとの説明は、事実ではないとする。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の存否について

条例第2条第2項の規定によると、公文書とは実施機関の職員が作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義され、このことにおいて、請求のあった公文書については、作成していないため、保有していないとする。

2 非開示理由 (請求のあった公文書は、作成していないため、保有していない) の 該当性について

本件開示請求は、特定された土地について、宅地造成等規制法違反の状態にあるものとし、このことについて、行政が行った業務内容に関する報告書の開示であり、その存否を答えること自体が、当該土地の所有者である法人の条例第7条第3号にいう非開示情報を明らかにすることとなるものであるが、事実として、業務報告書を作成していないため、非開示決定をしたものであるとする。

# 第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、〇〇〇〇〇に係る宅地造成等規制法違反案件に関する平成23年5月及び6月の業務報告書である。

本件開示請求は、特定年月において、特定された土地の宅地造成等規制法違反について、実施機関が行った業務内容に関する報告書の開示を求めるものである。実施機関は、事実として作成していないため、非開示とする本件処分を行ったが、本件開示請求は、対象となる土地が特定されており、本件対象公文書の存否を答えるだけで、宅地造成等規制法違反に関する情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになるから、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきであったとも説明する。

2 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、本件対象公文書を作成していないとの説明は、事実ではないとし、 その開示を求めているが、異議申立人からは、本件対象公文書が存在することを推知 せしめるような具体的な主張はなされていない。

また、審査会として、実施機関に確認したところ、本件対象公文書の存在を推測できる事情も認められなかった。

# 3 本件対象公文書の非開示理由について

本件開示請求は、特定された土地を対象とする、当該土地において事業活動を行う法人の宅地造成等規制法違反について、実施機関が、特定年月において行った業務を内容とする報告書の開示を求めるものであることからすると、本件対象公文書の存否を答えるだけで、当該法人の宅地造成等規制法違反に関する情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

仮に、本件対象公文書が存在し、そのことが公にされた場合、何らかの問題がある 又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性は高く、その結果、当該法人に対す る信用の低下による取引先との関係の悪化等を生じさせることが予想され、当該法人 の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損なわれるおそれは否定できな い。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第3号の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」である非開示情報を開示することとなることから、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とする条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであった。

しかしながら、本件処分の場合、実施機関は、本件対象公文書を不存在とした上で、非開示決定をしており、条例第7条第3号にいう非開示情報は、存在しないことが結果的に明らかになっている。このような場合においては、改めて本件処分を取り消し、条例第10条の規定を適用すべきとする必要はなく、本件処分は、結論において、妥当と認められる。

#### 4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年8月8日	実施機関から諮問を受けた。
平成23年 9 月20日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。

平成24年 5 月18日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成24年 6 月22日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成24年7月25日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成24年8月24日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年 9 月28日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成24年12月7日	実施機関に対し答申を行った。

# 岡山県行政情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職名	備考
会 長中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進藤貴子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜瀬司	岡山県広域水道企業団 事務局長	